

第1章 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

1-1 鯖江市景観計画区域

本市においては、良好な景観の形成を図り、個性豊かな魅力あるまちづくりを推進するため、景観計画に定める「景観計画区域」は鯖江市全域とします。

「景観計画区域」では、一定規模を超える建築物等の建築等の行為をについて、景観形成方針および行為の制限を定めるとともに、建築物等を行う場合は、市への届出が必要となります。

1-2 鯖江市景観づくり推進地区

本計画では、関連する上位計画で重点地区等に位置付けられた地区（P17 参照）や、市民の関心が高い地区など、積極的に景観づくりへの取組を進めることが望まれる地区について、積極的に支援し、今後市民の同意を得られた地区から「景観づくり推進地区」に指定していきます。

「景観づくり推進地区」では、地区ごとに詳細な景観形成方針および行為の制限を定めるとともに、建築物を建築する場合などには届出を求め、長期的に誇りと愛着が感じられる個性的な景観の形成を目指します。

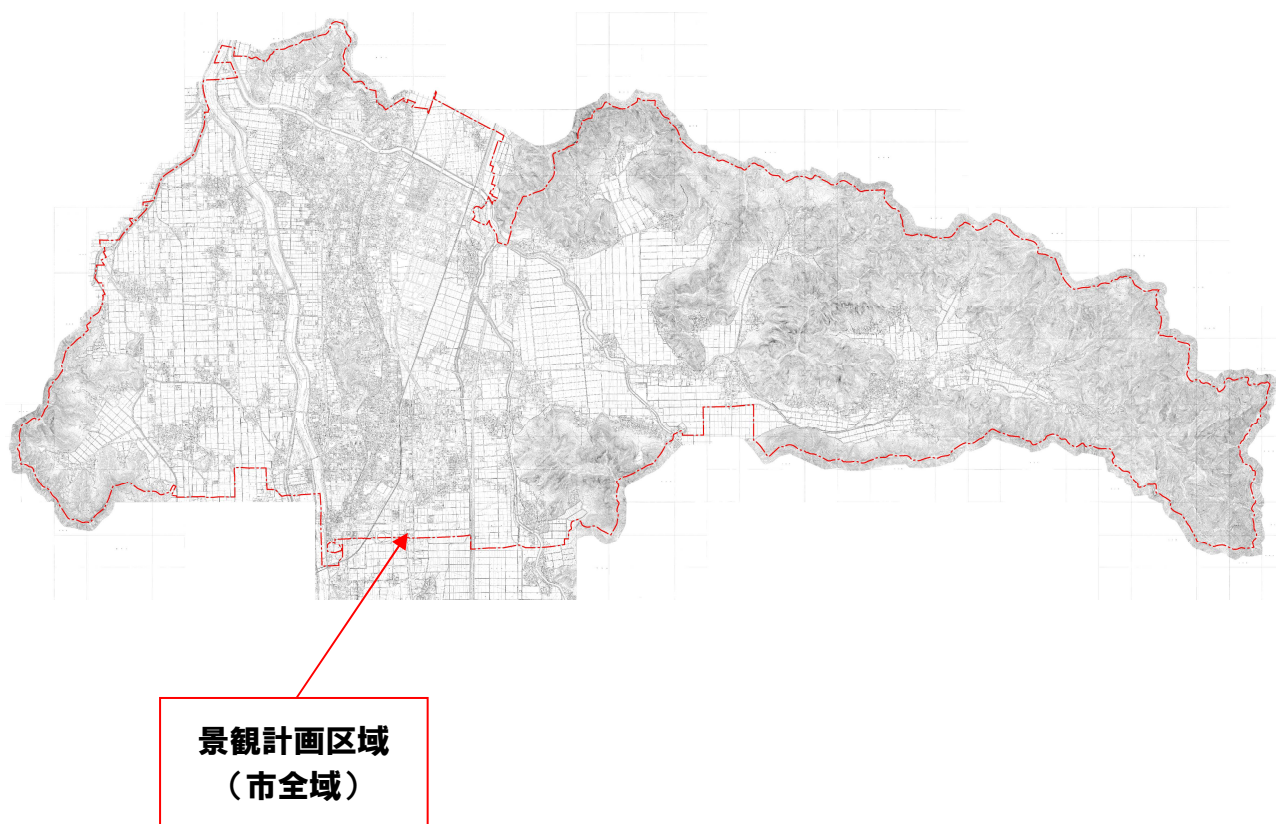


図-1 景観計画区域